

各種「先進医療特約」のご契約者さま、 およびご加入を検討されている皆さまへ

～「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」「歯周外科治療におけるバイオ・リジェネレーション法」の「先進医療」からの削除（見込み）について～

- 厚生労働省にて行われている2020年4月1日からの診療報酬改定に向けた検討において、次の技術が「先進医療」から削除される見込みです。（ほかの「先進医療」についても削除される可能性があります。最終的な決定は、2020年3月の厚生労働省告示をもってなされる見込みです。）

削除見込みの先進医療技術
・多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術
・歯周外科治療におけるバイオ・リジェネレーション法

- 当社の各種「先進医療特約」では、保険のご契約日にかかわらず、療養を受けた時点で厚生労働大臣が定める「先進医療」による療養であることをお支払いの要件としております。そのため、「先進医療」から削除された後に「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」「歯周外科治療におけるバイオ・リジェネレーション法」による療養を受けた場合には、先進医療特約におけるお支払いの対象外となりますので、ご注意ください。

- 当社の各種「先進医療特約」にご加入いただいているご契約者さまにおかれましては、今後治療を受けられることとなった場合に、それが「先進医療特約」の支払対象となる「先進医療」による療養に該当するかについて、医療機関へご確認いただきますようお願いいたします。また、ご加入を検討されている皆さまにおかれましても、「先進医療」の対象となる医療技術やその適応症、実施している医療機関等の最新情報については、厚生労働省のホームページ（<https://www.mhlw.go.jp/>）でご確認ください。

※ホームページに記載のある医療技術であっても、その治療方法や症例等によっては「先進医療」に該当しない場合もありますので、詳細については、医療機関にご確認ください。

1. 対象となる各種「先進医療特約」

- ・先進医療特約
- ・先進医療特約（2018）
- ・引受基準緩和型先進医療特約
- ・引受基準緩和型先進医療特約（2018）
- ・引受基準緩和型先進医療特約（2019）

2. 「先進医療」について

各種「先進医療特約」で支払対象となる「先進医療」とは、厚生労働大臣が承認した先進性の高い医療技術のことで、医療技術ごとに適応症（対象となる病気・ケガ・それらの症状）および実施する保険医療機関が特定されています。また、原則 2 年に 1 回の診療報酬改定時に追加および削除が検討されております。

以上